

新しい生活様式の中で必要なお店の消耗品を供給します！ 墨田区商店新生活様式対応支援事業(物資供給型)

募集要項



【1】対象

次のすべての項目を満たす商店（※）

1. 区が発行する「**新しい生活様式推進宣言店ステッカー**」（裏面参照）を取得している。
2. チェーン店・フランチャイズ店でない（ただし、商店会加盟店は対象とする。）
3. 大型店及びそのテナントでない
4. 大企業、医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会、商工会連合会、商工会議所、公益財団法人、公益社団法人、保険医療機関に該当しない
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていない（ただし、風営法第3条第1項の適用を受ける接待飲食等営業、遊技場営業、特定遊興飲食店営業等は除く。）
6. 墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する団体又は同条第2号若しくは第3号に規定する者に該当しない

※ 区内に店舗又は事務所を構え、一般消費者を対象に対面で商品やサービスの提供を行っている小売業、飲食業、サービス業等のことを指します。

【2】実施内容

- ・ガイドライン等に基づく感染予防対策に必要な**消耗品**の供給〈例〉ゴム手袋、アルコール製剤等（申請できる消耗品の数には上限があります。）



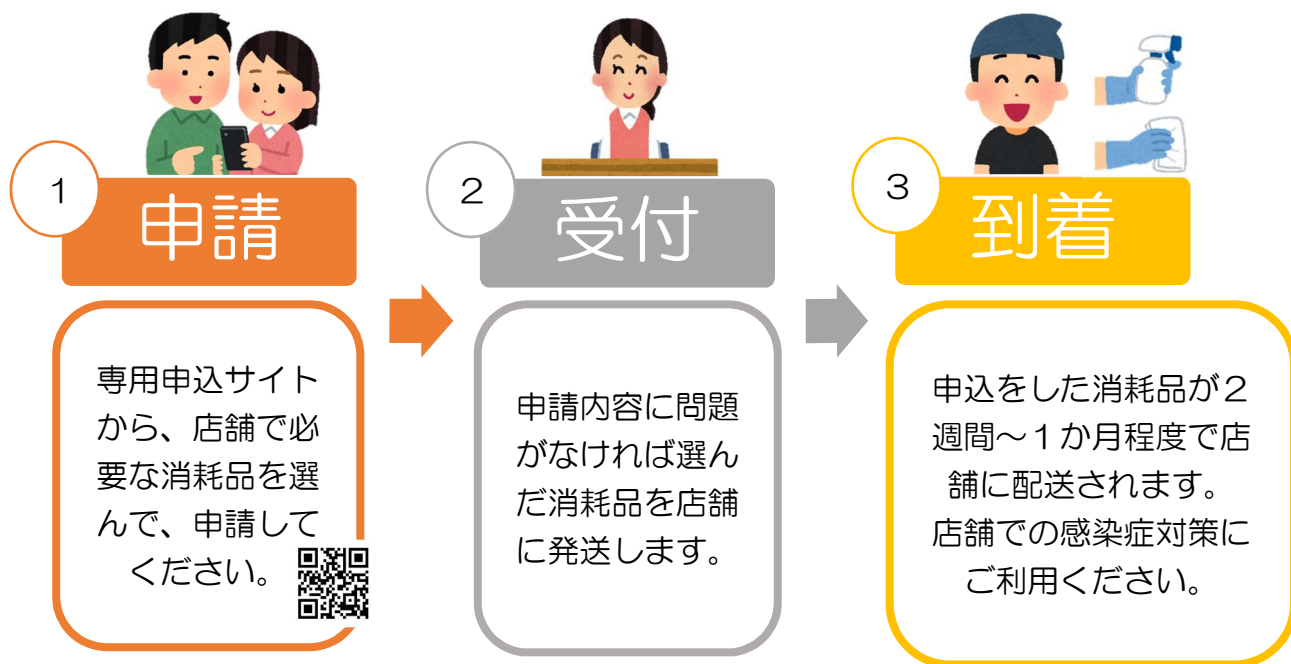
〈受付期間〉 商店会加盟店申込：令和3年2月8日（月）～2月28日（日）
一般申込：令和3年2月15日（月）～2月28日（日）
※申請状況によっては早めに募集を終了する場合があります。

〈申込方法〉 墨田区商店街連合会HP内の専用申込サイト
<http://www.sumida-showren.jp/>



〈問合せ先〉 墨田区商店新生活様式対応支援事業事務局（墨田区商店街連合会事務局内）
電話：070-1354-6328

申請の流れ



「新しい生活様式推進宣言店ステッカー」

新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいる区内商店向けに「新しい生活様式推進宣言店ステッカー」を発行しています。ステッカーを店舗に掲示いただくことで、お客様に安心安全に取り組む店舗であることをPRすることができます。

発行までの流れ

(1) 申請書の提出

区HPから申請書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。申請書は、墨田区商店街連合会（墨田区役所1階）及び産業振興課（墨田区役所14階）でも配布しています。

なお、申請書は窓口への持参、郵送、メールで受け付けています。

(2) ステッカーの送付

申請書の到着から約1～2週間でステッカーを郵送します。ステッカーが到着したら、店舗の目立つところに掲示し、引き続き、感染症予防のための取り組みを実施してください。



15 cm × 15 cm 1枚
5 cm × 5 cm 2枚

〈ステッカー申請書の提出・送付先〉

墨田区商店街連合会事務局
〒130-8640
墨田区吾妻橋 1-23-20（区役所1階）
電話：070-1354-6328
メール：inoue@sumida-showren.jp

〈制度全般に関するお問合せ〉

墨田区産業観光部産業振興課
〒130-8640
墨田区吾妻橋 1-23-20（区役所14階）
電話：03-5608-6187

